



研究・研修報告書

2024年2月16日

小牧市議会議長 舟橋 秀和 様

日本共産党小牧市議団 代表 安江 美代子

研究・研修の結果を報告します。

記

1 参加議員

日本共産党小牧市議団 安江美代子、山田美代子、猪飼健治

2 日程

2024年2月8日（木）～2024年2月10日（土）

3 研究・研修名

保育研究所第43回研究集会（オンライン）

4 主催者

保育研究所

5 会場

小牧市役所 日本共産党小牧市議団会派室及び自宅

6 受講の目的

保育行政の現状と今後のあり方に関する研修

7 主な内容

大テーマ「子どもの権利拡充の視点から考える保育関係者の課題」

*2月8日（木）

テーマⅠ ICT・デジタル化、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」・「架け橋プログラム」のねらいと明日の保育

- （１）「保育のICT・デジタル化とはなにか？」横浜市大 中西新太郎
・保育のICT・デジタル化とは、「社会全体のデジタル化、スマートシティ、アルゴリズム・マネージメント」「自治体のデジタル化、自治

体 DX、行政の「効率化」、官民のデータ共有」「こども・教育のデジタル化、コドモン等民間サービスの「活用」、教育データの蓄積」の3分野。

- ・教育 DX、GIGA スクール構想、幼児教育スタートプラン、「(幼小の) 架け橋プログラム」による5歳児の教育。
- ・保育の ICT 化政策とは、現実的には企業が提供するサービスの利用、「業務の負担軽減」になるか、保育業務のアウトソーシング（外部委託化）で、新たな対応も必要。
- ・保育の ICT 化政策は、保育民営化の新たな手法。
- ・保育情報の外部委託業者への集積、個人情報保護の弱体化。
- ・保育の ICT 化政策は、保育の内容にまで影響を与える（日誌や指導計画まで入りこんでいる）。
- ・保育現場の諸問題を「問題解決（処理）」するため、アウトソーシング（業務の外部委託化）が加速する。

（2）保育を民主主義の育つ拠点にするために 福島大 大島勇雄

- ・2023 の「子ども家庭庁」創設による新行政体制。
- ・こども基本法は、「社会適応できる自立した個人」づくりを目指す。
- ・「子どもの育ちの基準」があり、そのために「社会が見守り監視する」。つまり、政府が子どもの育ちの「成果や課題」を設定し、評価を義務付けて、親や保育者にその達成責任を負わせることになる。
- ・保育における民主主義とは、保育の現場に決定権を与え、子ども・保育者・保護者が参加して保育し、社会によい変化を作り出すことでなければならない。
- ・重要なことは、保育現場でつながっている人が、そのつながりで議論し、価値観を共有できるようにすることである。

*2月9日（金）

テーマⅡ こども誰でも通園制度とこれからの保育

報告①「こども誰でも通園制度」の提案概要、その内容と問題点

逆井直紀（保育研究所）

- ・75年ぶりに保育士配置基準が見直された。4・5歳児は30対1から25対1に、3歳児は20対1から15対1へと改善したことは貴重な一歩だが、まだまだ不十分でさらなる改善を求め続ける必要がある。

報告②子育て世帯、保育現場の状況変化から保育制度のあり方を考える 箕輪明子（名城大学）

- ・待機児童問題、少子化問題への対応と現代の家庭の変化と母親の働き方の変化などにより、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援策「こども誰でも通園制度」とは、保育所に通園していない 6 か月から 2 歳までの子どもを利用者が、全国の空き施設から直接予約する一時預かりシステムである。この時期の子どもの発達や特質を軽視した預かりは保育とはいえるのか、子どもを荷物のように扱うこの制度に保育士たちは怒っている。

報告③権利としての保育を実現するために必要な視点—欧州から学ぶ 木下秀雄（大阪市立大学名誉教授）

- ・乳児からの集団保育の必要性を言うのであれば、まずは保育の現場の改善を優先して保育園をゆとりある場にしてほしいと保育士たちは訴えている。

報告④保育現場から「こども誰でも通園制度」を考える

小西文代（社会福祉法人新瑞福祉会）

- ・乳幼児の子どもたちにとって絶対的な安心感のある環境、人間関係の中で自分が大切にされている実感が必要であり、障害のあるなしにかかわらず、乳幼児期の子どもは丁寧な子育てが必要である。

報告⑤困難を抱えた子育て家族を真に支えるために必要なこと

池添素（子どもの療育に応益負担を持ち込ませない会）

- ・育てにくい子どもの子育ては、親への支援が必要である。

* 2 月 10 日（土）

テーマⅢ こども家庭庁の行方と保育制度拡充の展望

（1）こども関連施策の財源はどうあるべきか 伊藤周平（鹿児島大学）

- ・問題の所在—少子化対策の財源問題と保育をめぐる現状
2022 年の出生率が初めて 80 万人を切り、少子化対策が課題となる中、岸田政権は「異次元の少子化対策」と称し、2028 年度までに、児童手当の拡充（所得制限の撤廃や高校生までの対象拡大）などの支援策を打ち出した。しかし、これらの支援策に必要な財源（年間 3.6 兆円とされる）の確保をめぐって迷走が続いた。2023 年 12 月、

岸田政権は「子ども未来戦略」を閣議決定し、「異次元の少子化対策」に必要な財源の内 1 兆円程度を、2026 年度から医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」で賄い、残りは社会保障の歳出削減で賄うとした。一方、保育の仕事は、医療や介護と同じエッセンシャルワーク(社会維持に欠くことのできない仕事)であり、保育士はエッセンシャルワーカーと認知されるようになった。にもかかわらず、保育士の待遇は低いままで、保育士の待遇改善が喫緊の課題として浮上した。愛知県から始まった「子どもたちにもう一人保育士を」保育士配置基準の改善を求める運動は、多くの保育関係者の共感を呼び全国的な運動に拡大し、「子ども未来戦略」に配置基準の改善が盛り込まれた。

・保育制度改革の動向と今後の課題

保育制度改革については、保育士配置基準の改善がなされる。「子ども未来戦略」では「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う」と明記された。(2015 年度より先行的に加算措置されてきた 3 歳児の 20 対 1 から 15 対 1 についても同様の対応となる見込み)。また、「2026 年度以降は、1 歳児について早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める」とされた。しかし、「経過措置として当分は従前の基準により運営することも妨げない」との文書が付け加えられた。このため「当分の感」は、対応できる施設や地域のための配置基準改善となる。

公定価格の引き上げによる保育士等の処遇改善については 2023 年の人事院勧告に基づく 4%程度の引き上げにとどまっている。さらなる働きかけが求められている。

こども関連施策に必要な予算は、一般財源に求めたうえで、その予算を保育士配置基準・面積基準など保育基準の改善と保育士等の処遇改善に優先的に振り分けるべきである。そして、その財源は、逆進性の強い消費税ではなく所得税や法人税の累進性を強化して確保すべきである。必要な財源確保策を提示し、確実な財政保障と保育基準の改善により、市町村の保育実施義務を維持した公的責任による保育制度の確立を求める保育運動がいま必要とされている。

(2) 現行保育制度の拡充を一児童福祉法 24 条 1 項を生かす視点とは 村山祐一 (保育研究所)

- ・私立保育所 (園) は市町村の委託事業—その重要な意義とは
児童福祉法第 24 条 1 項の市町村の保育実施責任をどう拡充するか。
保護者の入所申請は市町村に、市町村は保護者の希望に基づき市町村の責任で保育を委託する。保育園は市町村の委託を受けて保育を実施する。

市町村の責任での委託は、保育園の保育に一定責任を持つことであり、その費用を委託費として支払うということ。そのため、市町村には各保育所の保育条件の質確保の責任があり、地域全体の保育の向上を進める責任がある。また、保育所が保護者や子供の保育への思いを受け止めて、市町村に改善を要望することは、地域全体の保育の質向上にもなる。

市町村の保育実施責任の拡充は市町村全体の保育の質向上に貢献することになる。

- ・保育所は市町村の委託事業、市町村との協力ですすめる事業—保育所への委託費
- ・幼稚園、認定こども園は設置者負担事業—保護者への給付費 (幼稚園等の代理受領)
- ・市町村の保育実施責任が現在どのように運用されているのか、どう拡充し、地域全体の保育の向上を進めるのかの検討が大切。処遇改善等。
- ・現行制度の拡充を目指して

公定価格、最低基準の拡充改善の視点と改善提案

ア 設備・運営基準 (最低基準) の在り方と保育士等職員配置基準の抜本的改善

- ・0 歳児 2 対 1、1 歳児 3 対 1、2 歳児 4 対 1、3 歳児 10 対 1、4・5 歳児 15 対 1 に向けての改善
- ・実際多くの保育所で配置されていても、基準に明記されていない園長、主任保育士、栄養士、看護師、用務員等の職員配置の位置づけ。
- ・義務基準と努力義務基準。

イ 保育の在り方や保育士の働き方を踏まえた職員加配加算等の改善。

- ・保育士配置基準算定方式を年齢クラス別に。幼稚園の職員加配配置

基準を保育所にも適応

- ・重大事故防止のために、食事・睡眠等リスク場面の援助保育士の配置を。
- ・保育時間の長さに応じた保育士配置、休憩、有給休暇の保障を。
- ・調理職員増員、栄養士、看護師、主任保育士増員、事務職員等の加算拡充。
- ・土曜保育の特別保育事業化と分担、共有保育の拡充。
- ・保育所開所日数の法令等での明確化と保育ニーズを地域全体で支える仕組みの確立を

以上の具体的提案を踏まえて、最低基準（設備・運営基準）の抜本的改善を進める。

8 所感・提言・課題等

保育の ICT 化政策は、現実的には企業が提供するサービスの利用であり、必ずしも「業務の負担軽減」になるとは限らないと考える。その取り扱いには十分注意を払わなければならない。またそれは、保育の内容にまで影響を与えるものであり、それにより保育内容を

自主的に作っていくことがなおざりにならないように、十分注意を払わなければならない。

また、保育情報の外部委託業者への集積により、個人情報保護が不十分にならないよう注意する必要がある。

さらに、保育の現場に決定権を与え、子ども・保育者・保護者が参加して保育していくことが重要であり、「保育の民主主義」が作られなければならない。

子ども家庭庁の政策を子どもの権利拡充の視点から、考えることの重要性を学ぶことができた。小牧市の現状をふまえ、今後、地域全体の保育の質の向上ができるように、提案していきたい。特に公立・私立の協力体制が重要だと考える。